

# 酸素欠乏等危険作業特別教育 (酸素欠乏・硫化水素)

安衛法第 59 条の定めるところにより、安衛規則第 36 条に該当する酸素欠乏危険場所における作業に係る業務に就く全ての作業者は、事業者責任において実施する特別教育規程に基づいた「酸素欠乏危険作業特別教育」を修了した者でなければ当該業務に就かせてはならないことになっています。

当協会は、事業者に代わって標記教育（第一種を含む）を実施いたしますので、関係事業場の担当者に是非受講いただきますようご案内いたします。

※平成 26 年度より、従来実施しておりました「第二種酸欠危険作業特別教育」の名称を、酸素欠乏と硫化水素を総称して酸素欠乏等とし、「酸素欠乏等危険作業特別教育」に改めました。

(安全衛生法第 59 条 安衛則第 36 条第 26 号 酸欠則第 12 条)

1. 受講資格 特に制限はありません。

## 2. 開催日時・会場・定員

開催月日時	会場	定員
平成 30 年 7 月 13 日 (金) 8 時 50 分より (受付 8 : 30 より)	松江市学園一丁目 5-35 (一社)島根労働基準協会	70 名

※一定人数未満の場合は中止をする場合がありますので予めご了承ください。

※駐車場は駐車台数が限られており、また、詰込式となる場合もございますので予めご容赦ください。

## 3. 科目・時間割

科目	時間割
オリエンテーション	8:50 ~ 9:00
酸素欠乏等の発生の原因	9:00 ~ 10:00
<休憩>	10:00 ~ 10:10
酸素欠乏症等の症状	10:10 ~ 11:10
<休憩>	11:10 ~ 11:20
空気呼吸機等の使用の方法	11:20 ~ 12:20
《昼食・休憩》	12:20 ~ 13:10
事故の場合の退避及び救急蘇生の方法	13:10 ~ 14:10
<休憩>	14:10 ~ 14:20
その他酸素欠乏症等の防止に関し必要な事項 (関係法令)	14:20 ~ 15:50

#### 4. 受講料・テキスト代

受講者の別	受講料	テキスト代	計
会員事業場の受講者	7,236円 (本体6,700円+税)	1,296円 (本体1,200円+税)	8,532円
その他の受講者	9,288円 (本体8,600円+税)	1,296円 (本体1,200円+税)	10,584円

#### 5. 申込方法

別紙申込書により申し込みの手続きをしてください。

別欄「受講申込手続き等」を必ずご覧ください。

(<http://www.shima-roukikyo.or.jp/school/moshikomi.html>)

#### 6. 携行品

筆記用具(筆記具、消しゴム等)

#### 7. 修了証の交付

受講修了者には所定の「特別教育修了証」を交付します。

#### 8. 本人確認について

受講当日に本人確認のため「自動車運転免許証、<sup>※</sup>公の機関が証明した資格証明書(健康保険証等)」を必ずご持参ください。

**※ 個人番号(マイナンバー)の記載のないもの**

**また個人番号(マイナンバー)及び通知カードそのものは不可です。**

#### 9. お問い合わせ先

〒690-0825 松江市学園一丁目5番35号

一般社団法人島根労働基準協会

(TEL 0852-23-1730 FAX 0852-23-1788)

**酸素欠乏等危険作業特別教育  
(酸素欠乏・硫化水素)  
受講申込書**

開催月日
H 30. 7.13

※受講 番号	ふりがな	住 所	生年月日	※ 修了証番号
	氏 名			
		〒 (      -      )	S 年 月 日 H	
		〒 (      -      )	S 年 月 日 H	
		〒 (      -      )	S 年 月 日 H	
		〒 (      -      )	S 年 月 日 H	

島根労働基準協会加入の有無	有	無
受講料等納入方法	月 日	
振込・現金	円	

※裏面に振込金受取書の写しを添付のこと。

上記のとおり申し込みます。

(一社)島根労働基準協会長 殿

平成      年      月      日

〒 (      -      )

事業場所在地

事業場名称

代表者職氏名



TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

※個人でお申込の場合も電話番号は必ずご記入ください。

注1 ※印の欄へは受講者が記入しないでください

注2 申し込み後、所定の受講票を郵送しますので、これを会場に必ずご持参ください。

**【個人情報について】**

ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、申込みいただいた講習等の的確な実施のために使用するほか、当該科目の再教育等のご案内に使用することがありますので、ご了解ください。

## 「酸素欠乏危険場所」とは、以下の場所を言います。

### (労働安全衛生法施行令別表 6)

1. 次の地層に接し、又は通ずる井戸等(井戸、井筒、たて坑、ずい道、潜函、ピットその他これらに類するものをいう。次号において同じ。)の内部(次号に掲げる場所を除く。)
  - イ 上層に不透水層がある砂れき層のうち含水若しくは湧水がなく、又は少ない部分
  - ロ 第一鉄塩類又は第一マンガン塩類を含有している地層
  - ハ メタン、エタン又はブタンを含有する地層
  - ニ 炭酸水を湧出しており、又は湧出するおそれのある地層
  - ホ 腐泥層
2. 長期間使用されていない井戸等の内部
3. ケーブル、ガス管その他地下に敷設される物を収容するための暗きよ、マンホール又はピットの内部
- 3の2 雨水、河川の流水又は湧水が滞留しており、又は滞留したことのある槽、暗きよ、マンホール又はピットの内部
- 3の3 毎水が滞留しており、若しくは滞留したことのある熱交換器、管、暗きよ、マンホール、溝若しくはピット(以下この号において「熱交換器等」という。)又は海水を相当期間入れてあり、若しくは入れたことのある熱交換器等の内部
4. 相当期間密閉されていた鋼製のボイラー、タンク、反応塔、船倉その他その内壁が酸化されやすい施設(その内壁がステンレス鋼製のもの又はその内壁の酸化を防止するために必要な措置が講ぜられているものを除く。)の内部
5. 石炭、亜炭、硫化鉱、鋼材、くず鉄、原木、チップ、乾性油、魚油その他空気中の酸素を吸収する物質を入れてあるタンク、船倉、ホツパーその他の貯蔵施設の内部
6. 天井、床若しくは周壁又は格納物が乾性油を含むペイントで塗装され、そのペイントが乾燥する前に密閉された地下室、倉庫、タンク、船倉その他通風が不十分な施設の内部
7. 穀物若しくは飼料の貯蔵、果菜の熟成、種子の発芽又はきのこ類の栽培のために使用しているサイロ、むろ、倉庫、船倉又はピットの内部
8. しょうゆ、酒類、もろみ、酵母その他発酵する物を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、むろ又は醸造槽の内部
9. し尿、腐泥、汚水、パルプ液その他腐敗し、又は分解しやすい物質を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、船倉、槽、管、暗きよ、マンホール、溝又はピットの内部
10. ドライアイスを使用して冷蔵、冷凍又は水セメントのあく抜きを行つている冷蔵庫、冷凍庫、保冷貨車、保冷貨物自動車、船倉又は冷凍コンテナの内部
11. ヘリウム、アルゴン、窒素、フロン、炭酸ガスその他不活性の気体を入れてあり、又は入れたことのあるボイラー、タンク、反応塔、船倉その他の施設の内部